

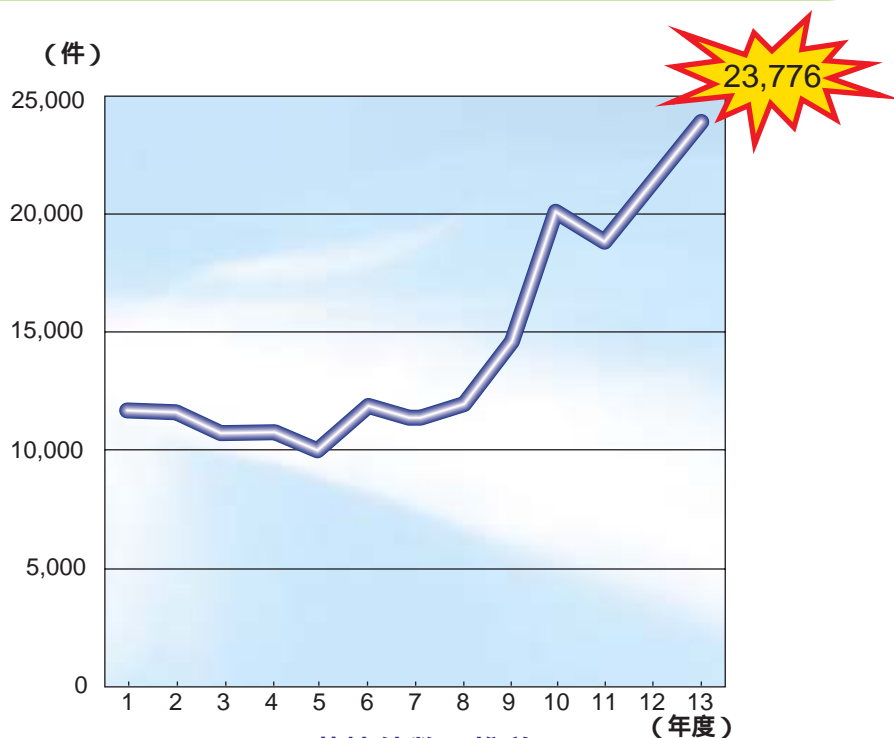
臭気対策のすすめ

— 悪臭苦情を出さないために —

においの対策を
お考えの方に
日頃から出来る
臭気対策を
ご紹介します。

悪臭に対する苦情が増えています

悪臭に対する苦情の件数は近年急激に増えています。この背景には、これまで見過ごしてきた身のまわりのにおいにも敏感になるなど、においに対する人々の意識の変化があると考えられます。ダイオキシン問題の影響もあり、悪臭問題への関心はますます高まっています。

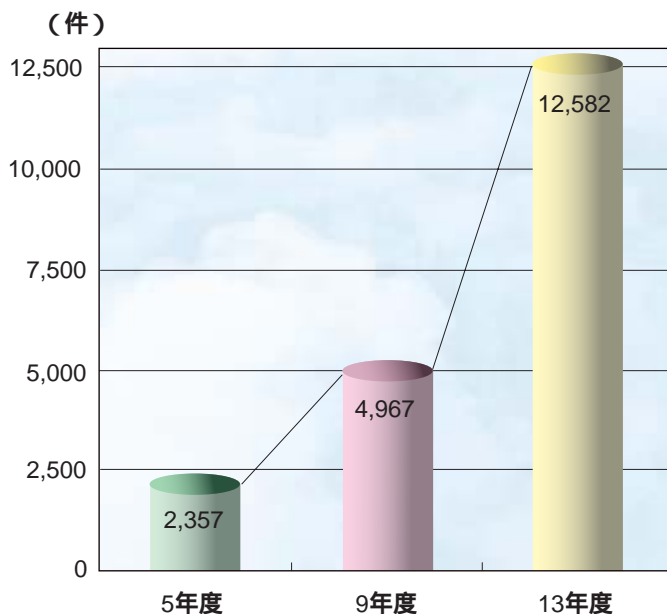


苦情件数の推移
(環境省 悪臭防止法施行状況調査より)

“いいにおい”だから大丈夫、とっていませんか？

一般的に“いいにおい”と思われるにおいでも、強さや頻度によっては不快なおいになることがあります。迷惑だと感じる人がいれば、そのにおいは悪臭なのです。多くの場合、事業者は自分の出すにおいに慣れてしまっているため、そのにおいで困っている人がいることに気がつきません。

苦情の対象が多様化し、幅広い業種で対応が求められています



サービス業その他の苦情件数の推移
(環境省 悪臭防止法施行状況調査より)

最近ではものを燃やすにおいや食べ物を調理するときに出るにおいをくさいと感じるなど、人々の意識も変わってきました。このため飲食店などのサービス業においても、悪臭への対策を求められるようになってきています。



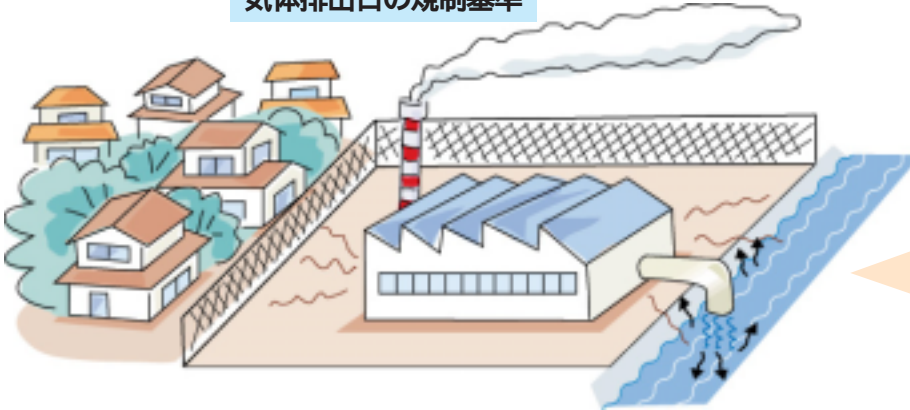
悪臭は悪臭防止法によって規制されています

事業場から発生する悪臭を規制するため、悪臭防止法が定められています。規制地域内のすべての事業場は悪臭防止法の規制対象です。

悪臭の排出規制の対象となる地域。都道府県知事等が指定。

悪臭防止法とは、事業活動のために悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行い、また悪臭防止対策を推進させることで、住民の生活環境を保全することを目的として作られた法律です。事業者や国民には、近隣の人々の生活環境を損なわないよう、悪臭の防止に努める責務があります。

気体排出口の規制基準



規制地域内で事業活動を行っている事業場は、業種や規模を問わずすべてが規制の対象となります。

事業者が守らなければならない基準は3種類(敷地境界線、気体排出口、排水水)あり、規制基準値は地域ごとに異なっています。

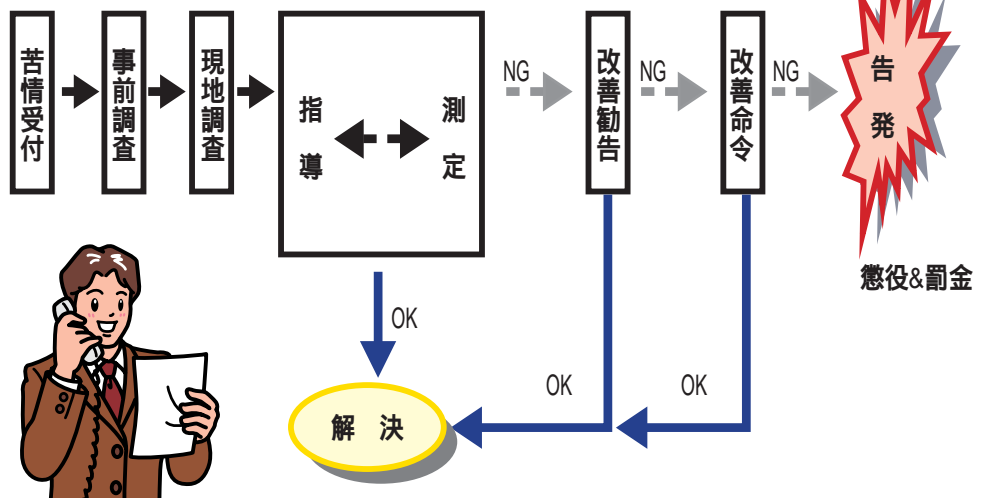
敷地境界線の規制基準

排水水の規制基準

規制地域や規制基準値については、最寄りの都道府県や市町村にお問い合わせください。

対策を怠ると罰則が適用されます

ひとたび苦情が発生してしまうと、事業者は何らかの対策を求められます。規制基準を超える悪臭に対して適切な対策をとらないと、市町村長から改善勧告、改善命令が出され、さらには、懲役や罰金が科せられる場合もあります。裁判などによる和解を求める場合にも、多大な費用と時間がかかってしまいます。

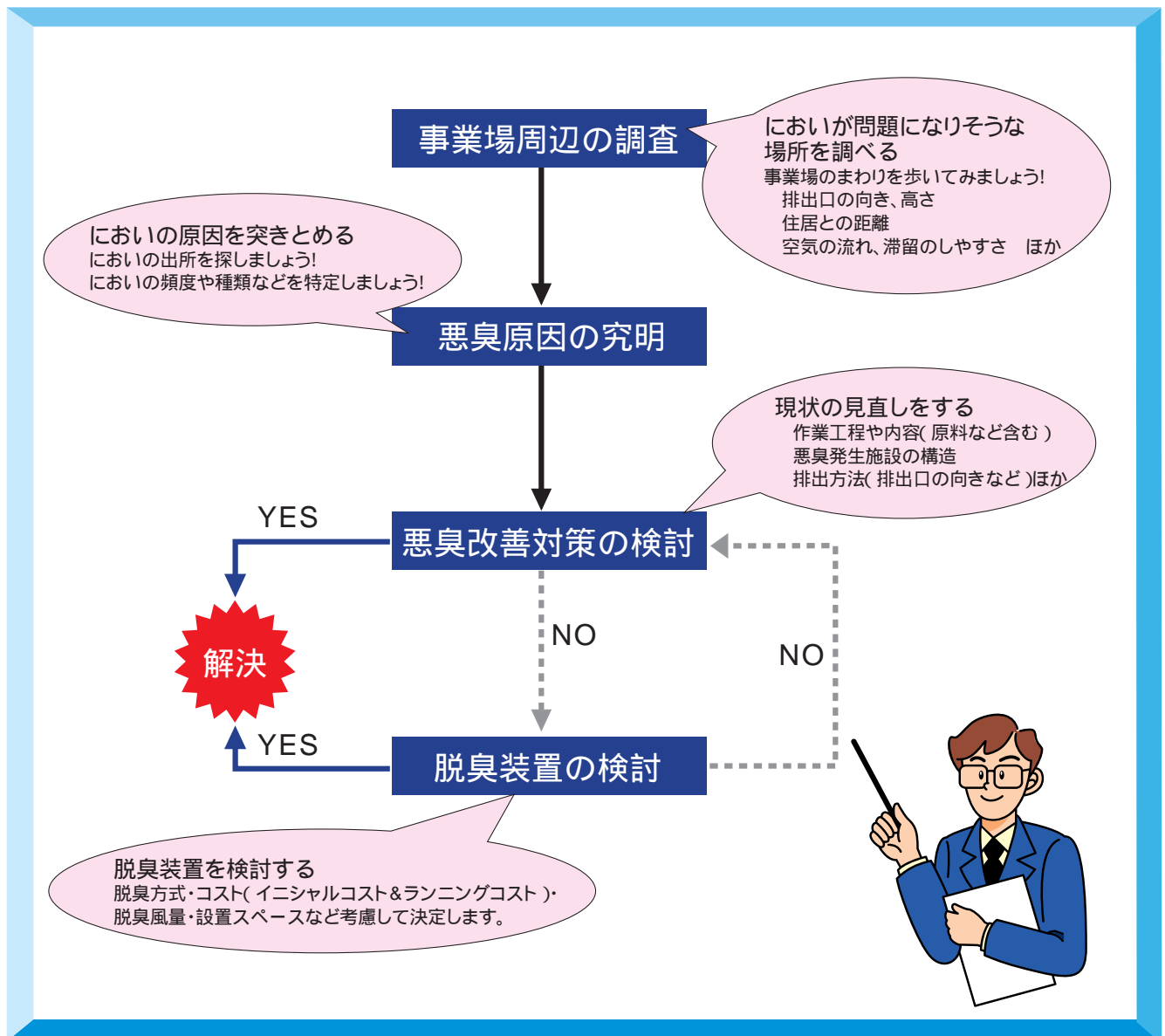


事故時の措置

工場などで事故が発生し、一時的に高い濃度の悪臭が発生したり、または発生する恐れがある場合には、工場の担当者は直ちに応急措置を行わなくてはなりません。また、事故の状況は最寄りの市町村長に通報する義務があります。

悪臭は未然に防ぐことが肝心です

苦情が起きてから対策をするのでは、金銭的にも労力的にも負担が大きいばかりか、事業場のイメージも損ないかねません。そんなことにならないよう、日頃から悪臭を未然に防ぐ取り組みを行っていきましょう。



苦情が起きてしまったら・・・

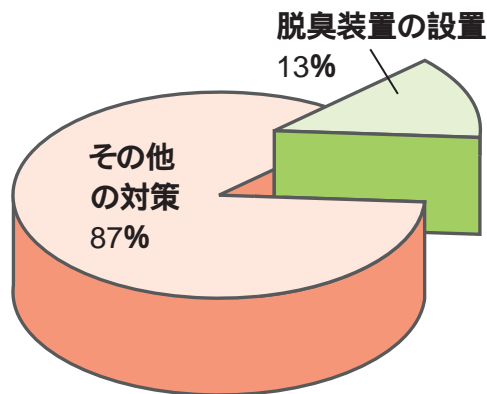
それでも苦情がおきてしまったら、まず苦情者と対話することが重要です。直接顔を見て話すことで感情が和らぎ、関係が改善することもあります。そのうえで、においを減らすために、上のフローに倣って対策の検討を行いきましょう。

手軽に出来る対策から始めましょう

臭気対策にはお金がかかるから、うちでは無理と思っ
ていませんか？

実は、意外に簡単な対策でもにおいが大きく軽減する
ことがあります。

アンケート調査によると、実際に実施された対策の中
では脱臭装置の設置にまでいたらないケースが多い
ことがわかりました。



苦情対策の方法

Step 1

手軽に出来る対策

搬入・搬出・保管方法の改善

～原料のにおいが漏れていませんか？～



清掃の実施

～こまめに掃除をしていますか？～



営業・作業時間の変更

～特に食事の時間帯は気をつけましょう～



焼却行為の禁止

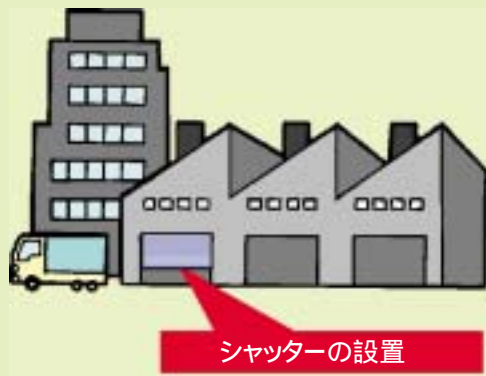
～屋外でものを燃やしたりしていませんか？～





発生源の密閉化(数十万円程度)

～窓や出入口の開放部の閉鎖～



排出口の向き、高さの変更(数十万円程度)

～周りの住居に配慮しましょう～



原材料の変更(数万円程度)

～においの少ない原料に変更～



(例. 塗装工場 溶剤系塗料 水性塗料に変更)

作業方法の改善(数万円程度)

～においが発生する作業は見直しましょう～



(例. 有機肥料を撒いたらすばやく土に混ぜましょう)

配管等の確認・修理(数万円程度)

～配管の漏れや計器の故障がないかをチェック～



植林・植栽(数万円程度)

～においの拡散を防止し、心理的にも改善～



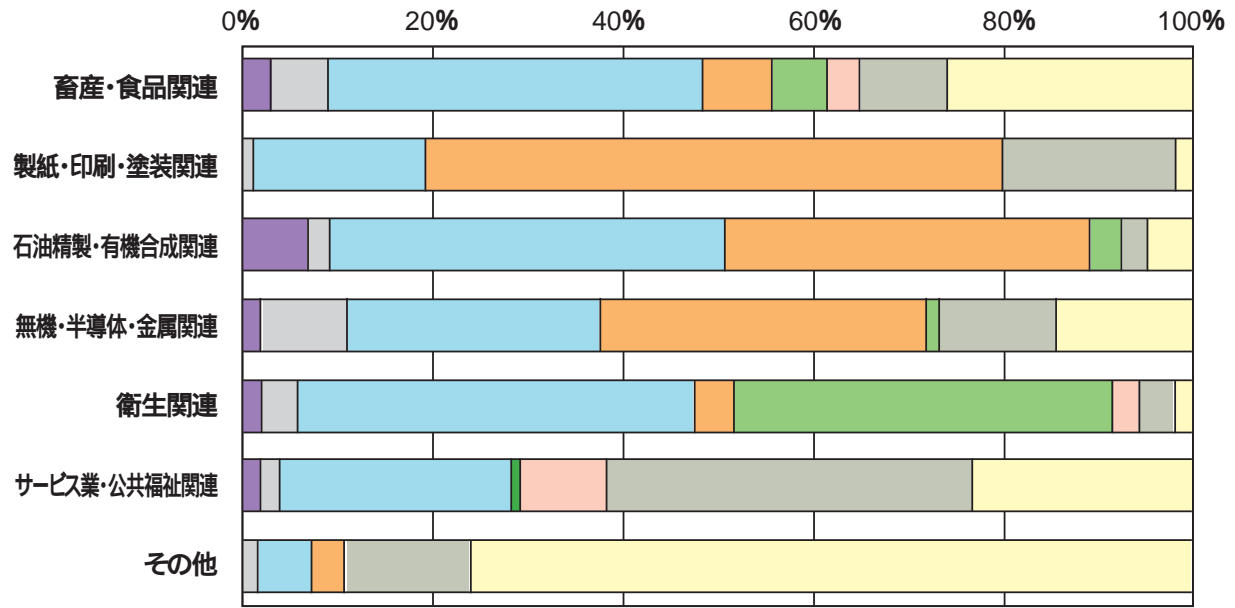
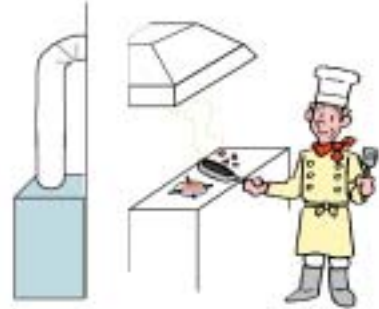
Step3 本格的な脱臭対策

局所フードの設置

～出したにおいは漏らさずに集めましょう～

脱臭装置の設置

～脱臭装置は、設置スペース、維持管理のしやすさ、コスト面(イニシャルコスト、ランニングコスト)等を十分考慮して選びましょう～



主な業種別の脱臭方法

■ 水洗法 ■ 薬液洗浄法 ■ 吸着法 ■ 燃焼法 ■ 生物脱臭法 ■ オゾン脱臭法 ■ 消・脱臭剤法 ■ その他

事例 畜産業の脱臭対策

業種	発生源	対策	対策
畜産	畜舎	清掃。ふんと尿をすばやく分離・搬出。 敷料の敷き込み（水分吸収による乾燥促進） 断熱・換気（飲水量、飼料摂取量の抑制）	堆肥舎の密閉化。 脱臭装置の設置。
	堆肥	比重調整・水分調整（好気性微生物の発酵のため、 資材(オガクズ等)を混ぜ、比重0.6以下にする） 頻繁な切り返し（週に1回で1～2ヶ月後に完成） 堆肥舎の密閉化。	

参 考

脱臭技術の適正評価事業 ~ 飲食店のにおいも苦情に! ~

ひとくちに脱臭装置といっても、その性能や特徴は各装置でさまざまです。そこで、事業者の方々が自分の店舗に合う脱臭装置を探しやすくするため、技術だけでなく、コストや設置スペース等の特徴を分かりやすく解説し、情報提供しています。

(環境省ホームページをご参照ください)。

平成14年度版は、焼肉店のこげ臭などに適した脱臭装置を紹介しています。特に飲食店舗の事業者の方で、脱臭装置の設置をお考えの方はぜひご活用ください。



融資制度について

臭気対策で多くの費用がかかる場合には、施設の悪臭除去のためや環境改善を図るための費用として、融資制度を活用することも可能です。また、地方自治体によっては、独自に中小企業を対象とした融資制度もありますので、最寄りの都道府県や市町村にお問合せください。

日本政策投資銀行	http://www.dbj.go.jp/	TEL 03 - 3244 - 1620
中小企業金融公庫	http://www.jfs.go.jp/	TEL 03 - 3270 - 1260
中小企業総合事業団	http://www.jasmec.go.jp/	TEL 03 - 3270 - 2371

各種お問い合わせ先

悪臭の苦情については、最寄りの市町村にお問合せください。専門的なことからは、以下の機関でも受け付けています。

臭気全般について

(社)におい・かおり環境協会 <http://www.orea.or.jp/> TEL 03 - 5835 - 0315

脱臭設備について

(社)日本産業機械工業会 <http://www.jsim.or.jp/> TEL 03 - 3434 - 6820

臭気測定について

(社)日本環境測定分析協会 <http://www.jemca.or.jp/> TEL 03 - 3878 - 2811

参考文献の紹介

脱臭技術適正評価書

苦情対策事例集

防脱臭技術適用の手引き

悪臭防止技術の手引き など

(作成 環境省大気生活環境室)

製 作

環境省環境管理局大気生活環境室

〒100 - 8975 東京都千代田区霞ヶ関1 - 2 - 2 <http://www.env.go.jp/>